

福島復興再生協議会における協議事項について

平成23年9月13日
福島県

1 地域再生に関する特別法

今回の原子力災害により、県勢全般の基礎条件に著しい地盤沈下が生じており、広範囲かつ長期にわたる被害は、現行法の想定外である。

本県の再生に向けては、ふるさと再生や産業振興などの恒久的措置を体系的に定める特別法を制定し、国が全責任をもって取り組む必要がある。

2 損害賠償等に関する特別法

今回の原子力災害により、福島県民や県内の事業者等は、様々な損害を被っており、既存の法令では全ての損害に対応できないことが見込まれる。

このため、県民等が十分な賠償等を受けられるよう、特別法を制定して対応する必要がある。

3 除染対策

県民の健康確保はもとより、避難住民・町村のふるさと帰還の推進、県内での経済活動の活性化、風評被害の払拭などのため、早急な除染が不可欠である。

4 自治体の財源対策

原子力災害により、県・市町村は収入が減少する一方、災害対応のための支出が増加していることから、自治体の財源対策が必要である。

5 各種拠点整備等

除染対策の一環として、放射性物質に汚染された大気・水・土壌・農地・森林などの環境浄化技術の研究開発拠点の整備が必要である。

また、県民の健康管理を行うため、放射線の影響に関する長期的健康管理や最先端の研究・医療を行う施設等を整備する必要がある。

さらに、本県復興のためには、産業振興・雇用創出が不可欠であることから、医療福祉関連機器の開発拠点や再生可能エネルギーの研究拠点等を整備するとともに、関連産業の集積を図る必要がある。

6 政府系研究機関や国際機関の福島県への誘致

原発事故で著しく傷ついた本県のイメージの回復、さらには向上を図り、復興につなげるため、放射線の影響や再生可能エネルギーに関する政府系研究機関、さらには、国際機関の福島県への誘致を進める必要がある。

※ 当面の協議事項は上記6点を想定しているが、必要に応じて協議事項を追加する。